

## 業務報酬基準 (改定案)

### 第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

### 第二 業務経費

業務経費は、次の（イ）から（ニ）までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計とする。

この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

#### （イ）直接人件費

直接人件費は、建築物の設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

#### （ロ）特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

#### （ハ）直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等建築物の設計等の業務に関して直接必要となる費用（（ロ）に定める経費を除く。）の合計とする。

#### （ニ）間接経費

間接経費は、建築物の設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（（イ）から（ハ）までに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計とする。

### 第三 技術料等経費

技術料等経費は、建築物の設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

### 第四 直接人件費等に関する略算方式による算定

業務経費のうち直接人件費又は直接経費及び間接経費の額の算定については、第二の（イ）、（ハ）又は（ニ）にかかわらず、次の（イ）又は（ロ）に定める算定方法を標準とした略算方法によることができる。

#### （イ）直接人件費

設計又は工事監理等（工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。）の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該業務に従事する者一人について一時間あたりに要する人件費に別添二に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

**（ロ）直接経費及び間接経費**

直接経費及び間接経費の合計の算定は、直接人件費の額に 1.0 を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項（イ）に定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務しか行わない場合は、別添二に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定することとする。
- 3 第1項（イ）に定める算定方法において、別添三に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務が行われる場合は、別添二に掲げる標準業務人・時間数に当該追加業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定することとする。
- 4 第1項（ロ）に定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定することとする。

## 別添一

標準業務内容は、別表第1に掲げる建築物の用途等による類型に応じ、別表第2に掲げる業務とする。

### 別表第1

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	—	—
十四 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	—	—
十五 その他の戸建住宅	—	—

- (注) 1 記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具造作等に関する特殊なものは、本表には含まれない。
- 2 第1類は、意匠設計が標準的である用途を、第2類は、意匠設計において複雑な設計等を必要とする用途を記載している。
- 3 第2類には、第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。

## 別表第2

### 1 設計に関する業務

#### 一 基本設計に関する業務

建築主から提示された要求条件やその他の諸条件を設計条件に置き換えたうえで、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別表第1第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ1）に、別表第1第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ2）に掲げる成果図書としてまとめるイに掲げる業務をいう。

#### イ 業務内容

項目	業務内容	
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	建築主から提示されるさまざまな要求条件、資料及び耐震性能・設備機能等の要求水準、並びにその他の諸条件の内容を設計条件の形に整理する。
	(ii) 条件変更等の場合の協議	建築主の要求条件等の内容が不明確、不十分、不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合、又は整理した設計条件に変更がある場合、建築主に説明を求め、又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査・打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、都市計画や建築に関する法令、その他関連する法令上の制約条件を調査し、必要に応じて所管の官公庁等から情報を収集する。
	(ii) 建築確認申請に係る打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について所管の官公庁等と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道・ガス・電力・通信等の供給状況の調査・打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道・ガス・電力・通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行う。	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件のもと、様々な基本設計方針案の検証を通して、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制・業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定と建築主への説明	総合検討の結果を基本設計方針の形にまとめ、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計と基本設計図書の作成	(i) 基本設計	基本設計方針のもと、建築主と協議のうえ基本設計を進める。
	(ii) 基本設計図書の作成	基本設計作業の結果を基本設計図書の形にまとめる。
(6) 概算工事費の検討	基本設計図書に表現される建築物の工事をその時点において、建築主が通常の発注条件で発注する場合の概算工事費を検討し、工事費概算書を作成する。ただし、工事費内訳明細書、数量調書等の作成は含まない。 なお、ここで算出される概算工事費は、工事予算の目安とするもので、工事請負契約により実際に決定される工事代金額とは必ずしも一致するものではない。	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	(1)から(6)までに掲げるものの他、基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認しながら基本設計を進める。 また、基本設計図書がまとまった段階で、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下、同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	

□ 成果図書

1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ⑦ 平面図(各階) ② 仕様概要書 ⑧ 断面図 ③ 仕上概要表 ⑨ 立面図 ④ 面積表及び求積図 ⑩ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図
(2) 構造	① 構造計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ② 構造設計概要書(仕様概要、計画図を含む) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない)
(3) 設備	(i) 電気設備 ① 電気設備計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ② 電気設備設計概要書(仕様概要、計画図を含む) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備 ① 給排水衛生設備計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ② 給排水衛生設備設計概要書(仕様概要、計画図を含む) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備 ① 空調換気設備計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ② 空調換気設備設計概要書(仕様概要、計画図を含む) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ 各種技術資料
	(iv) 輸送設備 ① 輸送設備計画説明書(設計主旨、計画概要を含む) ② 輸送設備設計概要書(仕様概要、計画図を含む) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ 各種技術資料

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計及び意匠、構造、設備それぞれに関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 「輸送設備」とは、昇降機(機械式駐車場を含む。)、エスカレータ等をいう。

2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 仕様概要書 ⑤ 断面図 ② 仕上概要表 ⑥ 立面図 ③ 配置図 ⑦ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ 平面図(各階)
(2) 構造	① 仕様概要書 ② 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない。)
(3) 設備	① 仕様概要書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない。)

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計及び意匠、構造、設備それぞれに関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

## 二 実施設計に関する業務

工事施工者が設計内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果を、別表第1 第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあつてはロ1）に、別表第1 第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあつてはロ2）に掲げる成果図書としてまとめるイに掲げる業務をいう。

### イ 業務内容

項目	業務内容	
(1) 要求条件等の確認	(i) 建築主の要求条件等の確認	実施設計に先立ち、又は実施設計期間中、建築主の要求条件等を再確認し、修正の必要がある場合は設計条件の調整を行う。
	(ii) 条件変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求条件等に変化がある場合、施設の機能・規模・予算等基本的条件に変更が生じる場合、又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査・打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	都市計画や建築に関する法令、その他関連する法令上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行うほか、必要に応じて所管の官公庁等から情報を収集する。
	(ii) 建築確認申請に係る官公庁等との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について所管の官公庁等と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計の内容をもとに、意匠・構造・設備の各要素について検討し、必要に応じて実施設計のための業務体制・業務工程等を更新する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計図書の内容及び基本設計の段階以降に検討された基本事項等で、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるものや、検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要がある場合は、それらの事項を整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定と建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を実施設計方針の形にまとめ、建築主に説明する。
(4) 実施設計と実施設計図書の作成	(i) 実施設計	実施設計方針に基づき、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計を進める。
	(ii) 実施設計図書の作成	実施設計作業の結果を実施設計図書の形にまとめる。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、仕様、構成材料・機器等の種別・品質、及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）に関する情報を具体的に表現する。
	(iii) 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討	実施設計図書に表現される建築物の工事をその時点において、建築主が通常の発注条件で発注する場合の概算工事費を検討し、工事費概算書を作成する。ただし、工事費内訳明細書、数量調書等の作成は含まない。 なお、ここで算出される概算工事費は工事予算の目安とするもので、工事請負契約により実際に決定される工事代金額とは必ずしも一致するものではない。	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	(1)から(5)までに掲げるものの他、実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認しながら、実施設計を進める。 また、実施設計図書がまとまった段階で、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	

□ 成果図書

1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図(各階) ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(各階) ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) 電気設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図(各階) ⑧ 動力設備平面図(各階) ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図(各階) ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図(各階) ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑮ 各種計算書 ⑯ その他確認申請に必要な図書
	(ii) 給排水衛生設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図(各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図(各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書
	(iii) 空調換気設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図(各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図(各階) ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
	(iv) 輸送設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 輸送設備平面図 ⑤ 輸送設備断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計及び意匠、構造、設備それぞれに関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

3 「輸送設備」とは、昇降機(機械式駐車場を含む。)、エスカレータ等をいう。

## 2) 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1)総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑮ その他確認申請に必要な図書
(2)構造	① 仕様書 ② 基礎伏図 ③ 床伏図 ④ はり伏図 ⑤ 小屋伏図 ⑥ 軸組図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3)設備	① 仕様書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気) ③ 工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査書等は含まない) ④ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計及び意匠、構造、設備それぞれに関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 別表第一第十五号に該当する建築物については、確認申請に必要な図書のみとする。

## 三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる実施設計図書に基づき、質疑応答・説明、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。 また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材・部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料・設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討・助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料・設備機器等及びそれらの色・柄・形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。



## 2 工事監理に関する業務及びその他の業務

### 一 工事監理に関する業務

工事を前項第二号ロに定める設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握する。 <small>ごびゅう</small> 設計図書に明らかな、矛盾・誤謬・脱漏・不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状・寸法・仕上がり・機能・性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認のうえ、その結果を工事施工者に通知する。
(3) 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務	(i) 施工図等の検討・報告	工事施工者が作成・提出する施工図（躯体図・工作図・製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料・設備機器等の検討・報告	工事施工者が提案・提出する工事材料・設備機器等（材料・機器製造者及び専門工事業者の選定についての提案を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合・確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて、設計図書に定めのあるほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法に基づく確認を行う。
(5) 工事と設計図書との照合・確認の結果報告等		(4)の確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおり施工することに従わない理由について建築主に書面で報告した場合、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		(4)の確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。必要に応じて、工事監理報告書を建築主事等に提出する。

## 二 その他の業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容	
(1) 請負代金内訳書の検討・報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。	
(2) 工程表の検討・報告	工事請負契約（設計図書を含む。）の定めにより工事施工者が作成・提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が明らかに確保できない恐れがあるか否かについて検討し、明らかに確保できないと判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告	設計図書の定めにより工事施工者が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が明らかに確保できない恐れがあるか否かについて検討し、明らかに確保できないと判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(4) 工事と工事請負契約との照合・確認・報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合・確認・報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書の内容を除く。）に適合しているか否かにつき、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法に基づく確認を行う。 確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示・検査等	工事請負契約に定められた指示・検査・試験・立会い・確認・審査・承認・助言・協議等（前号に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事請負契約の定めにより、工事施工者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を工事施工者に通知のうえ、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。	
(6) 官公庁等の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく官公庁、確認検査機関等の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる。 当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者の作成・提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	建築主の工事代金の中間支払いにおいて、出来高払いにおける出来高の審査その他、技術的な審査が必要となる場合、工事施工者から提出される関係書類の確認等の合理的な方法により審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終工事残代金の請求につき、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

## 別添二

- 1 別添一別表第2第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添一別表第1に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の第(一)項に掲げるものとする。
- 2 別添一別表第2第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添一別表第1に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の第(二)項に掲げるものとする。
- 3 次に掲げる表において、「総合」欄に掲げる標準業務人・時間数は、第(一)項においては別添一別表第2第一項第一号口及び第二号口の各表の(1)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、第(二)項においては別表第2第一項第二号口の各表の(1)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- 4 次に掲げる表において、「構造」欄に掲げる標準業務人・時間数は、第(一)項においては別添一別表第2第一項第一号口及び第二号口の各表の(2)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、第(二)項においては別表第2第一項第二号口の各表の(2)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、大きな吹き抜けを有するなど建築物の形状が特殊な場合にあつては1.3、傾斜地であるなど敷地の特性が特殊な場合にあつては1.2、建築物の形状及び敷地の特性の両方が特殊な場合にあつては1.4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 5 次に掲げる表において、「設備」欄に掲げる標準業務人・時間数は、第(一)項においては別添一別表第2第一項第一号口及び第二号口の各表の(3)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、第(二)項においては別表第2第一項第二号口の各表の(3)欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、特別高圧受電、発電機等の特別な電力供給、中央管理方式の空気調和機能、スプリンクラー設備等の自動的消火設備を要するなど設備の機能水準が高い場合にあつては、1.4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

別表第1の1 物流施設（別添一別表第1第一号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	450	550	630	760	880	1,100	1,400	1,600	1,900	2,300	2,600
	構造	240	300	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	220	260	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
（二） 工事 監理 等	総合	250	280	310	350	380	430	500	570	620	710	770
	構造	100	110	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	96	100	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第1の2 物流施設（別添一別表第1第一号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,200	1,400	1,600	2,000	2,500	3,000	3,500	4,200	4,800
	構造	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
（二） 工事 監理 等	総合	760	860	940	1,100	1,200	1,400	1,500	1,800	1,900
	構造	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第2の1 生産施設（別添一別表第1第二号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	460	570	670	840	980	1,200	1,600	2,000	2,400	3,000	3,500
	構造	270	350	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	140	200	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
（二） 工事 監理 等	総合	380	420	450	500	530	590	670	740	800	880	950
	構造	84	110	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	48	63	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第2の2 生産施設（別添一別表第1第二号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,500	1,800	2,200	2,700	3,600	4,500	5,300	6,600	7,700
	構造	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
（二） 工事 監理 等	総合	1,100	1,200	1,300	1,400	1,600	1,800	1,900	2,100	2,300
	構造	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第3の1 運動施設（別添一別表第1第三号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700	3,300	4,300	5,300	6,200
	構造	540	630	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	490	570	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
（二） 工事 監理 等	総合	710	840	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	250	260	260	270	280	290	310	320	330
	設備	190	220	250	290	320	380	460	540	600

別表第3の2 運動施設（別添一別表第1第三号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	2,200	2,700	3,200	3,900	5,100	6,200	7,200
	構造	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
（二） 工事 監理 等	総合	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	260	270	280	290	310	320	330
	設備	250	290	320	380	460	540	600

別表第4の1 業務施設（別添一別表第1第四号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	1,900	2,300	2,800	3,400	3,800
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400
（二） 工事 監理 等	総合	460	520	560	630	690	780	900	1,000	1,100
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830

別表第4の2 業務施設（別添一別表第1第四号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
（二） 工事 監理 等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

別表第5の1 商業施設（別添一別表第1第五号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
（一） 設計	総合	910	1,100	1,200	1,400	1,500	1,700	1,900	2,300	2,600	2,900
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100
（二） 工事 監理 等	総合	620	660	700	730	770	800	850	910	960	1,000
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390

別表第5の2 商業施設（別添一別表第1第五号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
（一） 設計	総合	1,200	1,400	1,600	1,700	2,000	2,200	2,500	3,000	3,400	3,700	4,300	4,700
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100	1,300	1,500
（二） 工事 監理 等	総合	1,200	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330	370	400
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390	450	490



別表第6の1 共同住宅（別添一別表第1第六号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200	2,800	3,600	4,500	5,200
	構造	510	630	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500
	設備	350	440	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900
（二） 工事 監理 等	総合	570	680	780	940	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200
	構造	160	200	240	300	360	460	620	790	940
	設備	150	180	200	240	270	330	410	490	550

別表第6の2 共同住宅（別添一別表第1第六号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	2,400	3,000	3,400	4,300	5,600	6,900	8,100	10,000	12,000
	構造	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	3,000	3,500
	設備	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700
（二） 工事 監理 等	総合	1,100	1,300	1,500	1,800	2,300	2,700	3,100	3,700	4,200
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1,200	1,400
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750

別表第7 教育施設（別添一別表第1第七号関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,100	1,500	1,800	2,300	2,800	3,700	5,200	6,900	8,400	11,000	13,000
	構造	400	520	630	830	1,000	1,300	1,900	2,500	3,000	3,900	4,700
	設備	420	550	670	880	1,100	1,400	2,000	2,600	3,100	4,100	4,900
（二） 工事 監理 等	総合	480	650	800	1,100	1,300	1,800	2,700	3,600	4,500	6,100	7,500
	構造	120	160	200	280	360	500	760	1,100	1,300	1,900	2,300
	設備	170	230	290	390	490	660	970	1,300	1,600	2,200	2,700

別表第8の1 専門的教育・研究施設（別添一別表第1第八号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
（一） 設計	総合	2,400	2,800	3,100	3,500	4,200	4,800	5,200	6,000	6,600
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
（二） 工事 監理 等	総合	790	890	960	1,100	1,300	1,400	1,500	1,700	1,900
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第8の2 専門的教育・研究施設（別添一別表第1第八号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
（一） 設計	総合	2,700	3,100	3,400	3,800	4,500	5,200	5,700	6,500	7,200
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
（二） 工事 監理 等	総合	1,300	1,500	1,600	1,800	2,100	2,300	2,500	2,800	3,100
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第9の1 宿泊施設（別添一別表第1第九号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,700	2,100	2,500	3,100	4,100	5,100	5,900
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300
（二） 工事 監理 等	総合	880	990	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700
	構造	210	260	310	380	500	630	740
	設備	210	260	300	360	450	550	620

別表第9の2 宿泊施設（別添一別表第1第九号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	3,200	4,000	4,700	5,800	7,700	9,600	11,000	14,000	16,000
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100	2,500	2,700
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300	2,900	3,300
（二） 工事 監理 等	総合	2,000	2,300	2,500	2,800	3,200	3,600	3,900	4,400	4,800
	構造	210	260	310	380	500	630	740	920	1,100
	設備	210	260	300	360	450	550	620	750	860

別表第10の1 医療施設（別添一別表第1第十号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		300 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	960	1,300	1,600	1,800	2,300	2,700	3,300	4,400	5,500	6,400
	構造	370	480	600	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200
	設備	330	460	600	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200
（二） 工事 監理 等	総合	490	630	760	870	1,100	1,200	1,500	1,900	2,200	2,600
	構造	94	120	140	160	190	220	260	330	390	450
	設備	97	130	170	200	260	310	390	530	680	810

別表第10の2 医療施設（別添一別表第1第十号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	2,500	3,100	3,600	4,500	5,900	7,400	8,600	11,000	13,000
	構造	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200	2,700	3,100
	設備	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200	4,100	4,900
（二） 工事 監理 等	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	2,200	2,600	3,000	3,700	4,200
	構造	160	190	220	260	330	390	450	540	610
	設備	200	260	310	390	530	680	810	1,000	1,200

別表第 11 の 1 福祉・厚生施設（別添一別表第 1 第十一号（第 1 類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,100	1,400	1,700	2,300	2,800	3,600	5,200	6,900	8,400
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
（二） 工事 監理 等	総合	760	830	890	970	1,000	1,100	1,300	1,400	1,500
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第 11 の 2 福祉・厚生施設（別添一別表第 1 第十一号（第 2 類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,700	2,200	2,700	3,500	4,300	5,700	8,100	11,000	13,000
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
（二） 工事 監理 等	総合	1,600	1,700	1,800	2,000	2,100	2,300	2,600	2,900	3,100
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第12の1 文化・交流・公益施設（別添一別表第1第十二号（第1類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		300 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	3,800	5,300	6,900	8,300
	構造	430	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900
	設備	230	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000
（二） 工事 監理 等	総合	380	530	690	840	1,100	1,300	1,700	2,400	3,100	3,800
	構造	130	170	210	250	310	370	460	610	770	910
	設備	180	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700

別表第12の2 文化・交流・公益施設（別添一別表第1第十二号（第2類）関係）

（単位 人・時間）

床面積		500 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>
（一） 設計	総合	1,800	2,300	2,800	3,600	4,400	5,700	7,900	10,000	12,000	16,000	19,000
	構造	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900	5,000	6,000
	設備	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000	7,100	9,100
（二） 工事 監理 等	総合	970	1,300	1,500	2,000	2,400	3,100	4,400	5,700	6,900	9,000	11,000
	構造	170	210	250	310	370	460	610	770	910	1,100	1,300
	設備	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700	2,100	2,600

別表第 13 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）（別添一別表第 1 第十三号関係）

（単位 人・時間）

床面積		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一) 設計	総合	710	760	800	860
	構造	140	180	220	290
	設備	110	130	140	150
(二) 工事 監理 等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第 14 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）（別添一別表第 1 第十四号関係）

（単位 人・時間）

床面積		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一) 設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二) 工事 監理 等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第 15 その他の戸建住宅（別添一別表第 1 第十五号関係）

（単位 人・時間）

床面積		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一)	設計	270	360	430	570
(二)	工事監理等	120	170	210	290



- (注) 1 一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 2 床面積が、「床面積」欄において示された最低値未満である建築物及び最高値を超える建築物については、別途算定することとする。
- 3 別添一別表第1に定める複数の類型が混在する建築物に係る標準業務人・時間数については、それぞれの類型の標準業務人・時間数を参考に、床面積の割合等を勘案して、別途算定することとする。

別添三 (概要を別紙2に掲載)